

## 東浦町都市計画提案制度に関する手続要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第21条の2の規定に基づく東浦町に対する都市計画の決定又は変更の提案（以下「計画提案」という。）に係る手続に関し、必要な事項を定めるものとする。

(提案の対象及び要件)

第2条 町に提案することができる都市計画は、法第15条により町が定めることとされている都市計画とする。

2 法第21条の2第3項第2号に規定された提案の要件は、次に掲げるとおりとする。

(1) 土地所有者等（法第21条の2第1項に規定する土地所有者等をいう。以下同じ。）については、計画提案区域内の土地所有者等の総人数に対して、同意した土地所有者等の数が3分の2以上であること。

この場合において、共有者又は共有借地権者で構成される土地にあつては所有割合又は借地割合に応じて按分して算出するものとし、割合が不明である場合にあつては等分して算出するものとする。

(2) 土地の地積については、計画提案区域内において土地所有者等が所有又は借地する土地の地積の合計に対して同意した土地所有者等が所有又は借地している土地の地積の合計が3分の2以上であること。この場合において、共有者又は共有借地権者で構成される土地の場合にあつては所有割合又は借地割合に応じて按分して算出するものとし、割合が不明である場合にあつては等分して算出するものとする。

(提出書類)

第3条 計画提案を行おうとする者（以下「提案者」という。）は、次に掲げる書類を町長に提出するものとする。

(1) 都市計画提案書（様式1）

(2) 都市計画の素案（様式2）

(3) 土地所有者等一覧表（様式3）

(4) 同意書（様式4）

(5) 提案者としての要件を備えていることを証明する書類

ア 土地所有者等による提案の場合

土地又は建物の登記事項証明書並びに地番図

イ 法人又は団体による提案の場合

(ア)すべての法人又は団体

a 法人の場合 当該法人の登記事項証明書、定款又は寄附行為

b 法人でない団体の場合 当該団体の規約等

(イ)法第21条の2第2項に規定するまちづくりの推進に関し経験と知識を有する団体

a 開発許可書の写し、開発許可に係る工事完了届に基づく検査済証の写しそ

の他の都市計画法施行規則（昭和 44 年建設省令第 49 号。以下「法施行規則」という。）第 13 条の 3 第 1 号イ又はロに該当することを証明する書類  
b 法施行規則第 13 条の 3 第 2 号イからハマまでに該当する役員がいないことを誓約する書面（様式 5）

2 提案者は、前項の書類にあわせて、都市計画決定・変更期限希望書（様式 6）を町長に提出することができる。

（事前相談）

第 4 条 町長は、提案者の求めに応じ、事前の相談を受けるものとする。

2 町長は、前項の事前相談を行うに当たっては、提案者に対して必要に応じて事前相談書（様式 7）の提出を求めることができる。

（周辺住民への説明）

第 5 条 提案者は、計画提案を行うに当たっては、当該計画提案に係る都市計画の素案の内容等について、地権者、周辺住民等へ十分な説明を行うよう努めるものとする。

（結果の通知）

第 6 条 町長は、提案者に対し、次のとおり通知するものとする。

（1）計画提案を踏まえた都市計画の決定又は変更を行った場合は、計画書の写し及び計画図の概要を添付して、その結果を通知する。

（2）計画提案を踏まえた都市計画の決定又は変更を行わなかった場合は、法第 21 条の 5 の規定に基づき、その判断及び理由を通知する。

（雑則）

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、都市計画提案制度の手続に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

様式1（第3条関係）

## 都市計画提案書

東浦町長 殿

都市計画法第21条の2の規定により、都市計画の決定（変更）について別添書類のとおり提案します。

なお、提出書類については、事実と相違ないことを申し添えます。

年 月 日

提案者

氏 名 \_\_\_\_\_  
(法人又は団体の場合は、その名称)

住 所 \_\_\_\_\_  
(法人又は団体の場合は、主たる事務所の所在地)

連絡先 \_\_\_\_\_

(添付書類)

- 1 都市計画の素案（様式2）
- 2 土地所有者等一覧表（様式3）
- 3 同意書（様式4）
- 4 提案者としての要件を備えていることを証明する書類

様式2（第3条関係）

## 都市計画の素案

1 都市計画を定めようとする区域の情報

位 置	
区 域	別添区域図のとおり
面 積	
現在の都市計画	

2 提案内容に関する情報

都市計画の種類	
提案の内容 (都市計画の内容)	
提案の理由	

(注) 区域図は、2,500分の1程度の図面を用いること。また、提案区域を赤色で明確に表示すること。

様式3 (第3条関係)  
土地所有者一覧表

	氏名	権利種別	土地又は建物の所在地	面積(m <sup>2</sup> )	同意状況
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
合計	(a) 人	—	—	(b)	—

(注) 権利種別欄には、所有権又は借地権のいずれかを記入すること。また、同意状況欄には、同意者に○を付け、それ以外の者に×をつけること。

同意状況確認

- ①同意した土地所有者等の人数 \_\_\_\_\_ 人
- ②総人数に対する割合 ①÷(a)×100 \_\_\_\_\_ %
- ③同意した土地所有者等の面積 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>
- ④総面積に対する割合 ③÷(b)×100 \_\_\_\_\_ %

様式4（第3条関係）

## 同意書

年 月 日

（提案者氏名）様

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

都市計画法第21条の2による都市計画の決定（変更）の提案に関し、下記の土地について別添の都市計画の素案に同意します。

### 記

所在地	権利種別	地積

（注）権利種別欄には、所有権又は借地権のいずれかを記入すること。

様式5（第3条関係）

誓 約 書

年 月 日

東浦町長 殿

住 所  
法人（団体）名

私は、次の1から3までに該当しないことを誓約します。

役職名	氏 名	住 所	印

※ 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

- 1 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
- 2 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- 3 法若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。同法第31条第7項の規定を除く。）に違反し、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の3、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

様式6（第3条関係）

都市計画決定・変更期限希望書

1 事業の着手の予定時期	
2 提案に係る都市計画の決定又は変更の期限	
3 期限を希望する理由	



様式7（第4条関係）

## 事前相談書

住 所 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_  
連絡先 \_\_\_\_\_

### 1 都市計画を定めようとする区域の情報

場所	
面積	

### 2 相談内容

都市計画の種類	
提案の内容	
提案の理由	